

品川区不妊治療(生殖補助医療)医療費助成 Q&A

制度全体について

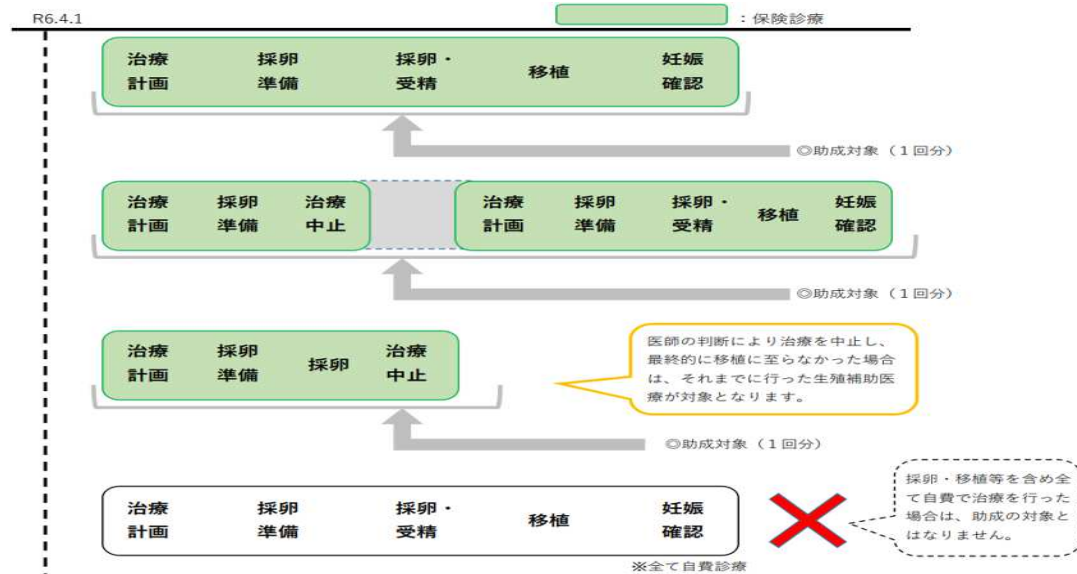
年齢制限はありますか？	一回目の治療開始時の妻の年齢が43歳未満であれば申請できます。
夫の年齢制限はありますか？	妻の年齢が対象であれば、夫の年齢制限はありません。
所得制限はありますか？	ありません。
住所地がどこでも申請できますか？	「1回の治療」の治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して品川区内に住民登録をしている方が申請できます。
法律上の婚姻関係である必要がありますか？	治療開始日から申請日まで、継続して法律上の婚姻をしている夫婦である必要があります。ただし、事実婚の夫婦の場合でも、それぞれの戸籍謄本(事実上の婚姻関係が住民基本台帳で確認できない場合は戸籍謄本および事実婚関係に関する申立書)の提出があれば申請することも可能です。
自由診療で行った治療は助成の対象になりますか？	自由診療による治療は助成対象となりません。品川区の助成対象は保険診療で行った治療です。
一回の助成金額はいくらですか？	一回の助成につき、保険診療の自己負担額から高額療養費・給付金を差し引いた額のうち上限5万円を助成いたします。
高額療養費・給付金とはどのような制度ですか？	医療費の家計負担が重ならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。上限額については、年齢や所得によって異なるため、詳しくは加入している保険組合にお問合せください。なお、支給されるまでに2・3か月かかる可能性がありますのでご注意ください。 ※マイナ保険証を利用した場合は、手続き無しで自動的に上限額までの医療費負担となります。
助成回数の制限はありますか？	妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています。
申請期限はありますか？	妻の「1回の治療」が終了した日から起算して1年以内です。 ※申請期限を1日でも過ぎてしまった場合、いかなる理由があっても受付することができませんのでご注意ください。 ※郵送での申請の場合は、申請日は郵便局の消印日とします。
申請期限に間に合いそうにありません。どうしたら良いですか？	やむを得ず一部の書類の用意が間に合わない場合には、現時点で用意可能な書類を必ず申請期限までに、健康課窓口にてご提出ください。その際は必ず、「◎◎の書類については、～のため遅れます」「◎月◎日に提出した申請分について、追加書類を送ります」といったメモを該当箇所に添付していただくようお願いいたします。書類の準備ができ次第ご連絡ください。 なお、申請期限を過ぎてからのご相談は受け付けておりませんので、期限には重々お気を付けください。
夫婦が別居していて別の市区町村や海外に居住していますが申請できますか？	治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが品川区内に継続して住民登録をしていれば申請できます。 ※この場合、事実婚の方は別途申立書の提出が必要になりますのでご注意ください。
いつからの医療費が助成の対象となりますか？	令和6年4月1日以降にかかった医療費が対象です。
対象となる治療はどのようなものになりますか？	保険診療の対象となる生殖補助医療(体外受精、顕微授精)および男性不妊治療(精巣内精子生検採取法等)が対象です。
採卵のみでやむを得ず治療を中止した場合、申請することはできますか？	申請することは可能ですが、1回としてカウントしますので通算回数には含まれます。保険診療の胚移植の上限回数より助成回数が少なくなる可能性がありますのでご注意ください。
2年前に凍結した胚を移植しました。胚移植をした際の医療費は助成の対象となりますか？	令和6年4月以降において、保険診療で胚移植を行った場合対象となります。保険診療で胚移植ができるかどうかは受診する医療機関に確認してください。
治療途中で品川区に引っ越してきました。助成金の申請はできますか？	治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが品川区内に継続して住民登録をしていることが申請要件となっておりますので、申請できません。
医療機関の指定はありますか？	医療機関の指定はありませんが、保険診療で生殖補助医療を行うことのできる保険医療機関であることが要件です。受診する医療機関に確認してください。

品川区不妊治療(生殖補助医療)医療費助成 Q&A

助成回数

助成回数の1回というのは、どこからどこまでの治療を指しますか？	採卵から胚移植まで(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は、胚移植のみとする。)の一連の治療を“1回”とします(保険診療の回数と同じです。)。また、採卵後に状態の良い卵が得られない、受精できない等の理由により不妊治療を中止した場合または体調不良等により不妊治療を終了した場合も1回とカウントできます。 (別紙「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」参照)
以前、助成を受けていましたが、その後自然妊娠により出産しました。助成回数はリセットできますか？	一子ごとに助成限度回数が決まっているため、出産により上限回数はリセットされます。
1回目の治療で妊娠せず2回目の治療で妊娠した場合、回数はどうなりますか？	治療ごとに別々に2回分の申請をしてください。
採卵後、胚が育たず治療を中止しました。中止までの治療費について申請をしようと思いますが、治療を再開した場合、回数はどうなりますか？	採卵後にやむを得ず治療を中止した場合も申請はできます。回数は「1回」として通算回数に含まれます。治療を再開した場合、胚移植の保険適用回数より残りの助成回数が少なくなりますのでご注意ください。 例: 40歳で治療を始める場合、胚移植の保険適用回数は3回まで。助成回数も3回まで。 採卵後治療中止: 助成金を申請 胚移植まで実施: 助成金を申請 胚移植まで実施: 助成金を申請 胚移植まで実施: 4回目の助成金は申請できません。

(参考)



39歳の時に2回助成を受けて出産し、現在41歳ですが不妊治療をまた始める予定です。助成はあと何回受けられますか？	一子ごとに助成限度回数が決まっているため、出産により上限回数はリセットされます。そのため、40歳以上41歳未満であれば通算3回の助成が受けられます。
--	--

品川区不妊治療(生殖補助医療)医療費助成 Q&A

男性不妊治療

男性不妊治療のみで申請することはできますか？	男性不妊治療は、体外受精や顕微授精のための精子を採取する保険診療で行った手術が対象ですので、単独での申請はできません。ただし夫婦で治療計画後、採卵前に男性不妊治療を行い、精子が採取できなかったり状態の良い精子が得られなかったりして治療を中止した場合、男性不妊治療のみで申請ができます。
男性不妊治療にかかる初診料は対象になりますか？	生殖補助医療に必要な保険診療であれば対象になります。
男性不妊治療の助成を受ける際、男性の年齢制限はないのですか？	妻の年齢が対象となっていれば、男性については年齢制限はありません。
男性不妊の手術を主治医に紹介された別の医療機関で受けました。申請することはできますか？	生殖補助医療の一環として主治医の指示により実施した場合は、申請できます。証明書の作成は主治医医療機関が行いますので、手術を行なった医療機関発行の領収書を主治医医療機関に提出してください。

助成金額

保険会社から給付金が出ましたが、申請する場合、自己負担額から差し引かないとダメでしょうか？	国民健康保険や健康保険組合などの公的医療保険(健康保険)からの給付金(高額療養費・給付金)は自己負担額から差し引く必要がありますが、民間の医療保険からの給付金は差し引く必要がありません。
治療費がいくら以上かかった場合に高額療養費の対象となりますか？	医療機関や薬局の窓口で支払った治療費(保険診療分のみ)の1か月分の合計が自己負担限度額を超えた場合に対象となります。一つの医療機関や薬局ごとに月21,000円以上支払った場合に合算します。自己負担限度額は世帯所得によって変わりますので、対象となる可能性がある方は、ご加入の健康保険にお問合せください。
高額療養費の該当ではないと思い、高額療養費は「受けていません」として申請しました。まだ助成金は振り込まれていませんが、健康保険組合から高額療養費のお知らせが届き、不妊治療費に高額療養費があることがわかりました。どうしたらよいでしょうか？	健康課保健衛生係までご連絡をいただき、健康保険組合から届いた高額療養費の金額のわかる書類を急ぎ提出してください。交付決定し、指定口座への振込手続き後にご連絡があった場合は、振込後に助成額の一部を返還していただきます。

申請書の書き方

外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか？	通称名を住民票に記載する手続きをされている場合は使用することができます。ただし、振込先の口座名義が在留カードと同一名の場合は、申請者名も通称名ではなく在留カードと同じにしてください。
受診等証明書の申請書の年齢はいつ時点の年齢を記載するのですか？	申請する治療を開始した日の年齢を記載してください。
振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、振込口座の支店名には何を記載すればよいですか？	振込専用の番号を記載してください。支店名には【店名】漢数字3桁を記載してください。支店コードには【店番】数字3桁を記載してください。
旧姓の口座は利用できますか？	原則、使用できません。 ※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合、必ず連絡してください。
受診等証明書は東京都に提出した東京都の証明書(先進医療の助成に関する)のコピーでもよいですか？	東京都の証明書のコピーでは申請できません。品川区の様式で作成してください。戸籍謄本を提出する場合もコピーではなく、申請日から3か月以内に新しく発行したものを提出してください。
申請書の記載等に間違いがあった場合や書類が不足していた場合はどうなりますか？	申請書類に不備があった場合は、区の担当からお電話かお手紙でお問い合わせをさせていただきます。書類が整った時点で申請を受け付けさせていただきますので、速やかにご提出ください。
申請書を間違えて書いてしまいました。修正に印鑑はいりますか？	間違えて記入した場合は、該当箇所を二重線で消して、正しい内容を余白に書いてください。訂正印は不要です。

品川区不妊治療(生殖補助医療)医療費助成 Q&A

申請書類

領収書の添付が必要ですか？	領収書の添付は不要です。
戸籍全部事項証明書は、他自治体に申請したときのコピーでもいいですか？	申請日から3ヶ月以内に発行した“原本”を提出してください。
治療開始日は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。婚姻関係の申立書は必要ですか？	治療途中で入籍した場合、申立書の提出は省略できます。
配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すればいいですか？	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。外国での住民票に代わるものや、在勤・在学証明書等を提出してください。なお証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください(訳者は申請者でかまいません)。また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
2回分の申請書を一つの封筒に入れて提出する予定です。戸籍謄本は2枚ずつ必要ですか？	2回分をまとめて郵送する場合、戸籍謄本の提出は1枚ずつで問題ありません。

都の助成金

東京都と品川区、どちらにも申請できるのでしょうか？	品川区で申請できるのは、保険診療で行う体外受精や顕微授精といった生殖補助医療になります。東京都では、先進医療に関する助成もありますので、詳しくは東京都へお問合せください。
1回目で顕微授精を行いました但し胚が育たず中止し、2回目で胚移植まで行いました。1回目、2回目ともに先進医療を行ったので、東京都にまとめて1回として申請をしました。品川区にもまとめて申請できますか？	まとめて申請または1回目と2回目で別々に申請することも可能です。ただし、保険診療の適用回数は胚移植でカウントしますので、残りの胚移植の回数よりも残りの助成回数の方が少なくなりますのでご注意ください。

その他

現在、治療はしていません。以前に受けた治療でも申請できますか？	申請期限内(治療期間終了日から起算して1年以内)であれば申請できます。令和6年4月1日以降に保険診療で行った治療が対象です。
2回分の申請をまとめて送ろうと思っています。1枚の申請用紙に記入していいですか？	品川区不妊治療(生殖補助医療)医療費助成申請書は複数回分の金額を合算して記載していただいても構いません。一方で、医療機関で作成してもらう受診等証明書は、1回分ずつ別々に作成してもらう必要がありますのでご注意ください。
治療を中止しましたが、申請を考えています。保険診療とカウントが変わってきますがいいのでしょうか？	問題ありません。ただし、保険診療では胚移植を行った回数をカウントしますが区の助成は申請の回数をカウントします。胚移植の前に中止した分の治療費を申請した場合は、保険診療の回数とズレが生じますのでご注意ください。
申請書や受診等証明書の印刷ができません。どうしたらよいですか？	申請書類は品川区役所7階、健康課保健衛生係で配布しています。